

※ 尾張徇行記、河北村記事の中に

1 川北村善之右エ門水車、古義ニ小口村地ノ内ニ取立運上金  
(二分?)  
二両ツツ差上、と記るされている。

明治の頃は農家の副業的なものが多く近所や村内の家から委託される米や麦を搗く作業で米の搗賃は一俵（明治末期）二十錢位であったようで、当時米一俵が五円五十錢前後、大工賃が一日八十錢からすればかなりの収入であった。

こうした経緯のなかで、営なまれてきた水車業は、大正時代に入って発達した石油発動機、また昭和時代になっての電力の活用によって、水車はその必要性がまったく無くなり、姿を消すところとなった。

### 第三項 兵 制

#### 徴 兵 制

明治元年兵部省は、各藩はその石高に応じて兵を徴集し、陸軍の常備兵を編成するよう命じ、加えて明治三年には各藩常備編隊規則、徴兵規則を定め、従来の常備兵のほか、一般人民の中からも兵を徴集させた。

これが明治維新における徴兵制度の始まりであり、服役年限を四か年とし、年齢二十才以上三十才までの男子で、



図 2-88 水 車

所定の検査に合格した者と定めていた。

このような制度は明治四年の廃藩によりすべて消滅するところとなり、新しく全国統一の兵制が定められ、同時に東京・大阪・鎮西・東北の四か所に鎮台が設けられた。

明治五年一月全国募兵の法を定め、徴兵令が布かれ、陸軍、海軍の二省が設置され、これまでの兵部省は廃止されることとなり、ついで全国募兵の法がつくられ、徴兵令の施行とともに全国の壮丁を兵籍に編入した。(徴兵令公布：明治六年)

徴兵令はその後たびたび改正され、明治九年には庶民の徴兵検査がはじめて実施されることとなった。また明治二二年の改正では服役年限を十年とし、常備、予備、後備、国民の四役とした。

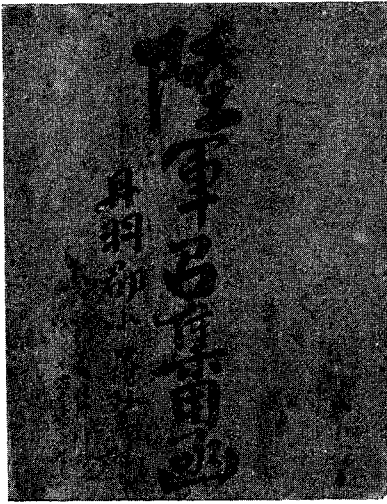


図2-89 召集用函

明治二二年の改正ではこれがさらに強化され、十七歳以上四十才までの男子はすべて兵役に服することが義務づけられた。

そして現役は陸軍四か年、海軍三か年とし、予備が終わった者で編成された後備役は五か年とした。こうして兵事に関する事務が増加するとともに、町村において兵係が設けられ、徴兵に関する事務を執行した。

つぎに当時の徴兵検査は、毎年四月より九月の間に実施され、人々の中には兵役に服することを忌避する者が

あつたが、しだいに軍籍をもつことが国民の名譽であるという考えが広がりが兵役忌避は減少した。

明治二〇年以後はしだいに徴兵の制がきびしくなり、とくに日清、日露の役に至つて国民の間には富国強兵の思想が広がり、兵員も大いに増加し国家総動員の考えは一段と高揚した。

本町では陸軍が第三師団に属し、名古屋連隊区に、また海軍は第二海軍区に属し、呉鎮守府に編入された。

また明治一五年一月、明治天皇は軍隊に勅諭を下され、兵役に服する者の士気は大いにあがり、軍隊教育もますます進歩した。

明治初年、当時の小口村戸長へ提出された「兵籍記」の表記にはつぎのようにしるされ、人々がいかに報国の精神にもえていたかがうかがうことができる。(下小口新田、酒井史郎氏所蔵文書より)

兵 籍 記

明治六癸酉六月十一日改

総メ人員 一二九人 但シ十七才ヨリ四十才マデ

今般、徴兵令御発行相成候ニ付而ハ、御趣意ヲ奉體シ生血ヲ以国ニ報ユル所以ヲ篤ト了解シ心得、可心得事。

明治六癸酉六月十一日夜、戸長へ書上之写

以下一二九名の氏名、年令が列記されている。

戦 役

明治、大正時代における戦役は、西南の役をはじめ日清、日露および第一次戦争と数多くの戦いが起こり、本町よりこれらのに従軍した人が多く、武勲を樹てた人、また中には悲しい戦病者もあつた。

表2-40 戦役

戦役名	勃発年月日
西南の役	明治一〇年二月九日(一八七七)
日清戦争	明治二七年八月一日(一八九四)
日露戦争	明治二七年二月一日(一九〇四)
第一次大戦	大正三年八月~大正九年三月

表2-41 各戦役における戦病死者(大口村誌より)

戦役名	従軍者数	戦病死者			有勲者	備考
		戦死	戦病死	計		
西南の役	六人	一人	一人	二人	一人	
日清戦争	三九	一	三	四	九	
日露戦争	一八一	一六	七	二三	一二二	
台湾討伐	八	一	一	二	一	生蕃討伐
第一次大戦	一三七	一	一	二	七二	

○西南の役

明治一〇年二月、西郷隆盛が薩摩で反旗をひるがえし、これが鎮圧のため、天皇は二月十九日賊徒征討の詔を發せられた。

官軍、賊軍は熊本鎮台付近において激しく交戦し、のち賊軍は兵器の缺乏をきたし、九月二四日戦闘は終結し最後の拠点であつた城山も陥落して鎮定された。

この戦いに本町からの従軍者は六名で、戦没者一名、有勲者一名であつた。

○日清戦争

日本と清国の戦いで明治三七年八月一日に宣戦が布告された。

發展途上にあつた両国にとって、朝鮮半島への進出は政治的、経済的に重大なもので、たがいにその確保には全力

の有勲者があつた。

○日露戦争

明治三十七年二月一〇日開戦されたこの戦いは、ロシアと日本がアジアにおける利害関係の軋れきによつて生じた争いであつた。

日清戦争のあと、ようやく朝鮮における産業の基盤確保が整つた日本に対し、ロシアの勢力がしだいに伸張し、強い干渉をうける事態が発生した。

当然日本は大きなショックを受け、日英同盟を結びロシアと交渉を重ねたが、ロシアの勢いはますます強く、満州にも兵を送り、侵略を企てるところとなりついに開戦となつた。

をあげた。とくに当時朝鮮半島の綿布市場としての地位が高く評価され、これが保持に二国は先をあらそうことになつた。

はじめは日本が圧倒的な勢いであつたが、明治二五年ごろよりしだいに清国の進出が活発となり、両国間の交渉はついに決裂し、開戦に至つた。

戦いは平壤、意海、大連、旅順などの地でくり広げられたが、いずれも日本の勝利に終わった。

本町からの従軍者は三十九名で、四名の戦没者、九名

この戦いは陸において平壤、遼陽、旅順、奉天で展開され、海においては黄海、蔚山、日本海でいずれも日本の勝利となった。中でも日本海海戦は戦史の中で有名である。

大口町では一八一名の従軍者があり、戦没者二三名、有勲者一二二名といずれも多数にのぼった。

○第一次世界大戦（欧州大戦とシベリヤ出兵）

大正三年八月欧州大戦の勃発と同時に、日本は、ドイツに宣戦を布告し、ドイツの東洋における拠点であった青島を攻略した。

その後、ロシア革命が起こり、シベリヤにも革命軍が蜂起するにおよび、アメリカの提議を受け、日本軍はシベリヤに出兵し、鎮庄にあたった。

この争いは大正八年六月平和条約の締結を見たが、大正九年に再度事件が発生し、大正十一年には鎮静して、平和は回復した。この事変で本町では一名の戦没者があった。

日露の大戦に従軍した人々が中心となって、有事に際して、地方軍人としての思想の啓発につとめるとともに、地方公共のために努力する目的で、明治三九年末頃在郷軍人の集まりが組織され、その目的達

大口村分会

成に努力が払われていた。

明治四二年国防完備の一端として、軍人精神の高揚と軍事能力の増進を図り、併せて会員相互扶助を目的に既設組織の変更が指示され、同年十一月帝國在郷軍人会大口村分会が設立された。

以来、会員は責務を果たすため、事業の推進にあたった。

当時の主な行事は、現役者および出征兵士家族の慰問、扶助、青年の指導、軍事的予備教育、軍事講演会、講習会

の開催、徴兵検査の準備教育および補助など広範にわたって、軍事、社会事業の進展をはかり、地域住民の期待するところが大きかった。

大口村

日清、日露戦争後、村在住者の世帯主を会員として、大口村尚武会が明治三十九年十一月創立した。

尚武会

尚武会は、軍事援護団体として組織され、愛国の精神、尚武の志気の振興と軍事思想の普及向上、また入隊、除隊者の歓送迎などが中心となり活動した。

村誌によれば尚武会は、在郷軍人会大口村分会にたいして基本金造成の趣旨で、大正九年から三千円に達するまで毎年三百円宛補助をし、昭和五年で満了している。

このほか招魂祭に毎年五十円ずつの補助をするとともに基本財産蓄積のため、規約を設け、大正九年から施行している。

大口村尚武会規約（抜粋）

〈会費賦課方法及徴取期限規程〉

第一条 本会費賦課期日を定めて賦課する科目課率次の如し

科 目	賦課期日	課 率
一、第一種会員割	七月一日	会員一人に付二十銭
二、戸 数 割	七月一日	特別税戸数割二万六百七十円、一円に付二銭五厘
三、第二種会員割	四月一日	壮丁一人に付五十銭

第二条 会費は賦課期月現在の壮丁および会員ならびに村税特別戸数割負擔の標準によりその納税義務者に賦課する。



図2-91 忠魂碑

第三条 会員は左の期日中において会長その期日を定めて金額を

徴収する。

一、第一種会員割 七月中

二、第二種会員割 四月中

忠魂碑

西南の役以後、日清、日露など幾多の大戦に従軍し、戦病死された人が町内には多く、こうした戦没者の霊を弔い、忠魂を永遠に伝えるために建設された。

太田表忠園（明治四十年建設・現在地よりやや東方）が、小口城址に小口忠魂碑（大正五年五月建設）が建碑され、

戦病死者を合祀して今日に至っている。

太田表忠園は、昭和五〇年三月現在地に県道改良により移転され、大字秋田、豊田、大屋敷（旧太田村）の管理によるものである。